

入札心得（郵便入札用・測量等業務委託用）

1 入札の条件

(1) 郵便入札に参加しようとする者（以下「郵便入札参加者」という。）は、入札書を郵送する前に見積金額の 100 分の 3 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、いわき市水道局契約規程第 7 条の規定により入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

納付された入札保証金は、落札した者に対しては契約締結後に、それ以外の者に対しては、開札後に還付する。

(2) 郵便入札参加者は、仕様書、図面及び現場等を熟覧のうえ、入札に参加するものとする。仕様書及び図面等に疑義があるときは、公告に定めるところにより質問することができる。

(3) 開札は、指定した日時、場所において執行する。

(4) 郵便入札参加者は、地方自治法施行令第 167 条の 8 第 3 項の規定により、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(5) 郵便入札参加者は、入札書の郵送後においても、開札までの間は、別に定める入札辞退届を入札を担当する課等に直接持参して提出したときは、当該入札を辞退することができる。

(6) 郵便入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合は、開札を延期又は中止することがある。

(7) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。ただし、初度の入札において有効な入札をしていない者、及び、最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格を下回った価格の入札をした者は、再度の入札に参加できないものとする。

(8) 再度の入札において、初度の入札の開札時から立ち会わない郵便入札参加者は、再度の入札を辞退したものとみなし、再度の入札への参加は認めないので、再度の入札に参加しようとする郵便入札参加者（以下「再度入札参加者」という。）は、開札の時間までに開札場所に到着していること。

なお、自然災害等不可抗力により開札の時間までに到着が困難なときは、開札の時間までに入札担当部署へ連絡することとする。

(9) 再度入札参加者が 1 者になったときは、当該入札を中止する。

(10) 再度の入札において、再度入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させなければならない。

(11) 再度の入札において、再度入札参加者又は再度入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の再度入札参加者の代理をすることはできない。

(12) 次の一に該当する入札は無効とする。

ア 開札日に、公告に定める入札参加資格を有しない者が行った入札

イ 公告日から開札日までの間に、いわき市水道局建設工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和 59 年市水道局内訓第 1 号）に基づく指名停止基準による指名停止を受けた期間がある者が行った入札

ウ 設計図書を入手していない者が行った入札

エ 入札書を郵送する前に入札保証金を納付すべき者が納付しないで行った入札

オ 記名押印を欠く入札

カ 金額を訂正した入札

キ 誤字、脱字又は金額欄に金額がない等、入札意思表示が不明瞭な入札

ク 同一の郵便入札参加者が 2 通以上の入札書を提出した入札

ケ 金額欄に「0 円」と記載された入札

コ いわき市水道局建設工事に係る郵便入札実施要領（平成 20 年 9 月 1 日制定。）第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して入札書を提出した入札

サ 入札書に記載の業務委託の名称等と封筒に記載の業務委託の名称等が一致していない入札

シ 入札書のほか、公告で指定する書類（以下「入札書等」という。）が同封されていない入札

ス 入札書等を入れた封筒が、開札前に開封されている形跡が認められる入札

セ 再度の入札において、委任状を持参しなかった代理人が行った入札

ソ 再度の入札における前回の最低入札価格以上の入札

タ 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札

チ その他水道事業管理者が指定した事項に違反した入札

- (13) 入札参加資格の審査及び落札者の決定等については、いわき市水道局建設工事に係る事後審査方式一般競争入札実施要領（平成 19 年 5 月 23 日制定）に定めるところによる。
- (14) 再度の入札に付して予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 8 号の規定に基づき、随意契約とすることがある。
- (15) 再度の入札の結果、落札又は落札候補となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、くじにより落札者又は落札候補者を決定する。
入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、その者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

2 再度入札の辞退

- (1) 再度入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 再度入札参加者が入札を辞退するときは、その旨を、入札担当部署へ申し出るものとする。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

3 契約の条件

- (1) 落札決定者は、落札決定の日から 7 日以内に契約を締結しなければならない。この期間内に契約の手続がなされない場合には、落札の効力を失う。
- (2) 落札者が正当な理由なく指定した期限までに契約を締結しないときは、落札金額（単価による契約にあっては、単価に予定数量を乗じた額）の 100 分の 3 に相当する額を違約金として徴収する。ただし、当該落札者が入札保証金を納付しているときは免除する。
- (3) 契約の保証
 - ア 落札者は、契約の保証として契約代金額の 100 分の 10 以上の額の現金を納付するか又は担保及び保証として契約締結時まで次のいずれかの書類を提出するものとする。
 - (ア) 現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関が振り出したもの又は支払いを保証したものに限る。）を指定金融機関に納付し、交付を受けた領収証書
 - (イ) 契約保証金の金額に相当する金額の有価証券を管理者又は管理者から委任を受けた出納員に提出し、交付を受けた領収証書
 - (ウ) 銀行又は保証事業会社（以下「金融機関等」という。）が交付する金融機関等の保証に係る保証書
 - (エ) 保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券
 - (オ) 保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券
 - イ 契約代金額が 300 万円未満の場合は、契約保証金の納付を免除するものとし、300 万円以上の場合は、契約保証を付することとする。
- (4) 契約の確定時期は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 5 項の規定により、契約当事者両者が契約書に記名押印したときとする。
- (5) 前金払の取扱について
前金払は、公告の定めるところにより支払うものとし、支払いを受けようとするときは、契約締結の日から 20 日以内に別に定める請求書に保証事業会社の保証書を添付して契約権者に提出しなければならない。ただし、当該前金払に係る予算が執行されないことにより、当該契約の日の属する年度（以下「契約年度」という。）において、当該前金払を受けることができない場合にあっては、契約年度の翌年度の 4 月 1 日から 20 日以内に保証書を添付した請求書を契約権者に提出することができる。
- (6) 当該業務の着手の時期は、契約締結の日から 5 日以内とする。

4 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札談合の可能性が認められる場合は、入札参加者をくじで 2 者に減じて執行するものとする。
- (3) 落札者が、談合その他不正行為により、公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金命令を受け当該命令が確定したときなどの場合は、請負代金額の 10 分の 2 に相当する額を賠償金として請求することができる。

- (4) 入札後に談合の事実が判明した場合は、当該入札を無効とし、契約中であっても契約を解除することがある。
- (5) 談合情報を得たときの手続に関しては、いわき市水道局入札談合情報処理要綱を遵守する。

5 その他

その他必要な事項は、その都度指示するものとする。